



# 栃木県公共事業事前評価 自己評価書

## 【県土整備部 街路事業】

事業名	街路づくり事業
事業箇所	日光都市計画道路 3・4・11号赤間々今中線外1路線 <small>あかままでいちゆう きよはらちよう　いまいち　おとろざわ</small> 清原町工区 日光市今市～日光市荆沢 $L = 1,056m$
事業主体	栃木県
事業担当課	県土整備部 都市整備課

# I 事業の概要

## 【概要・目的】

### ○目的

・都市計画道路3・4・11号赤間々今中線は、日光市とさくら市を結ぶ幹線道路上に位置し、今市地区中心市街地へのアクセス道路であるとともに、清原町交差点から今市運動公園までの区間が緊急輸送道路に指定されている重要な路線である。

・しかしながら、本事業区間は、近隣の小中学校等への通学に利用されているが、歩道や路肩が狭く安全な通行空間の確保が求められていること、また電柱が林立し、災害時には電柱の倒壊等による交通分断や被害の拡大のおそれがある。

・このため、現道を拡幅し歩道の整備および無電柱化の実施により、安全で円滑な通行を確保するとともに、防災機能の強化や良好な街なみ景観の創出を図るものである。

### ○県計画の位置づけ

・日光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

・とちぎ道づくりプログラム

・県土づくりプラン2021

・栃木県地域防災計画

・栃木県無電柱化推進計画

### ○他計画・他事業との関連

・日光都市計画区域マスターplan  
(平成22年3月)

・日光市都市計画マスターplan  
(令和3年3月)

## 【事業概要図】

都市計画道路  
3・4・20号平町東町線  
外2路線 下今市工区  
L=620m



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/>)

## 【位置図】



### 凡例

公共事業事前評価対象区間	■ ■ ■ ■ ■
緊急輸送道路	■ ■ ■ ■ ■
通学路	■ ■ ■ ■ ■
(都)3・4・20号平町東町線外2路線	■ ■ ■ ■ ■

# I 事業の概要

## 【事業の必要性と効果及び影響】

### 事業の必要性

- ・都市の骨格を担う道路として、都市計画決定された道路である
- ・通学生徒などの歩行者及び自転車に対し、安全で円滑な通行空間の確保
- ・緊急輸送道路の円滑な交通の確保及び都市防災機能の強化
- ・良好な街なみ景観の創出

### 事業により予想される効果及び影響

- ・現道の拡幅、歩道の整備及び無電柱化の実施により、安全で円滑な交通が確保される。
- ・無電柱化により、災害発生時においても車両の通行が確保される。
- ・都市防災機能の強化と良好な街なみ景観の創出に寄与する。

## 【現況】市街地方面を望む



## 【電柱の林立状況】さくら市方面を望む



# I 事業の概要

## 【事業内容】

### 【事業概要】

・都市計画道路3・4・11号赤間々今中線と整合した現道を拡幅し、両側に歩道を設置する計画である。

- ① 総延長 : 1,056m
- ② 計画交通量 : 8,805台／日
- ③ 道路区分 : 第4種第2級
- ④ 車線数 : 2車線
- ⑤ 標準幅員 : 15.0m  
※車道3.0m×2  
自転車通行帯1.5m×2  
歩道3.0m×2

### 【事業見込額】

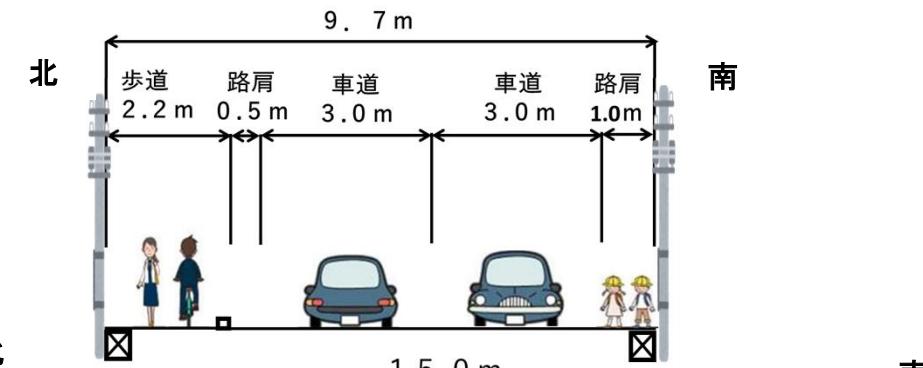
- ・総事業費 約28億円

### 【目標事業期間】

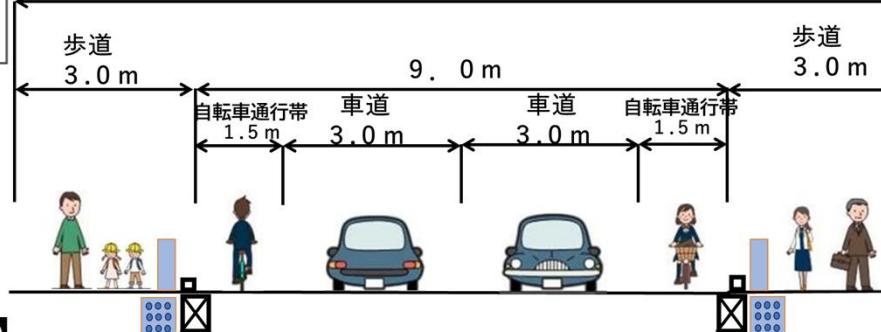
- ・約7年間

## 【横断図】

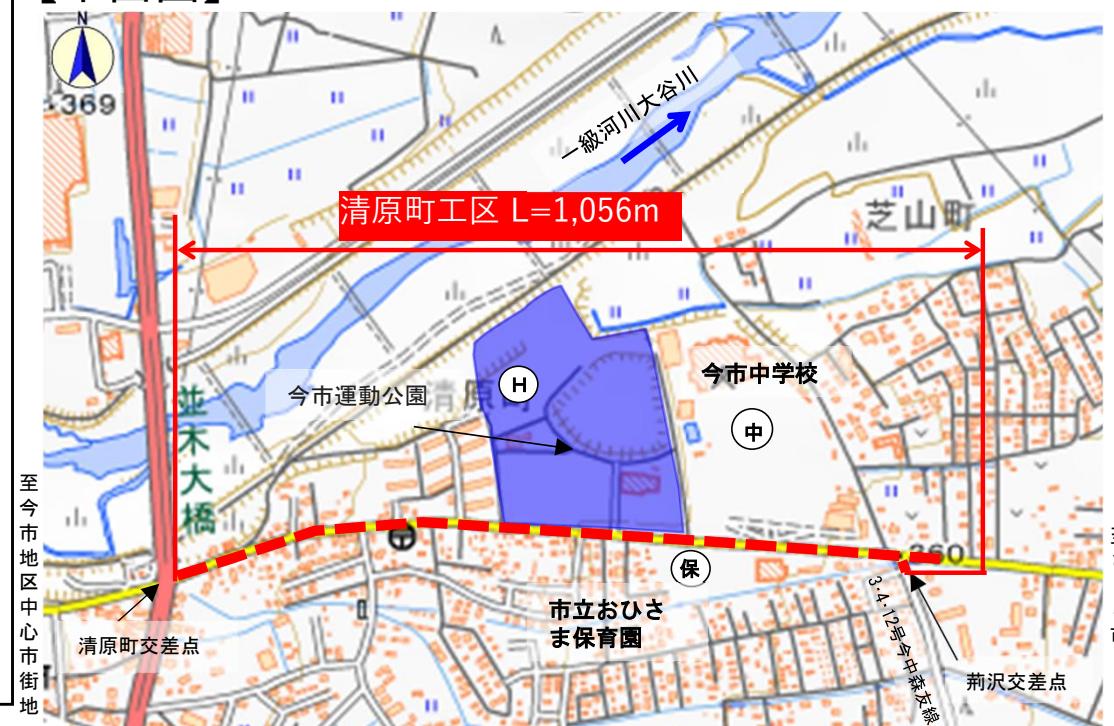
現況



計画



## 【平面図】



## Ⅱ 事業の評価

### 【評価の視点】

#### 1 事業の適時性

- ・地元との合意や占用事業者などの関係機関との協議が整うなど、事業熟度が高まったことから、令和8年度から事業に着手する。

#### 2 事業の適地性

- ・日光都市計画道路として決定された路線である。

#### 3 事業手法の適切性

(県が事業主体となる理由等)

- ・本都市計画道路は県道今市氏家線と同一路線であり、道路管理者として、県が事業を実施する。

#### 4 事業コスト縮減等の可能性

- ・再生材の利用や、建設発生土の公共工事間流用に努め、コスト縮減を図る。
- ・無電柱化の低成本手法の活用によるコスト縮減を図る。

### 【事業の投資効果】

#### 1 費用対効果分析結果

費用便益費 (B/C)	総便益 (B)	総費用 (C)
－	電共、交安事業のため対象外	

### 【事業の対応方針（案）】

本事業については、令和8年度より着手する。